

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県立療育福祉センターの使用料等の現金領収証書の様式の設定及び告示の廃止	(障害保健福祉課) 2
○保安林の指定予定の通知(5件)	(治山林道課) 6
○保安林の指定	( " ) 6
○道路の区域変更(2件)	(道 路 課) 7
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) <9・14揭示> 7
○土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課) 7
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	7
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	8
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	8
正 誤	
○正誤(平21・9・1付け 告示ほか)	9

## 規 則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第76号

#### 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成5年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号中「第115条の39第1項」を「第115条の45第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

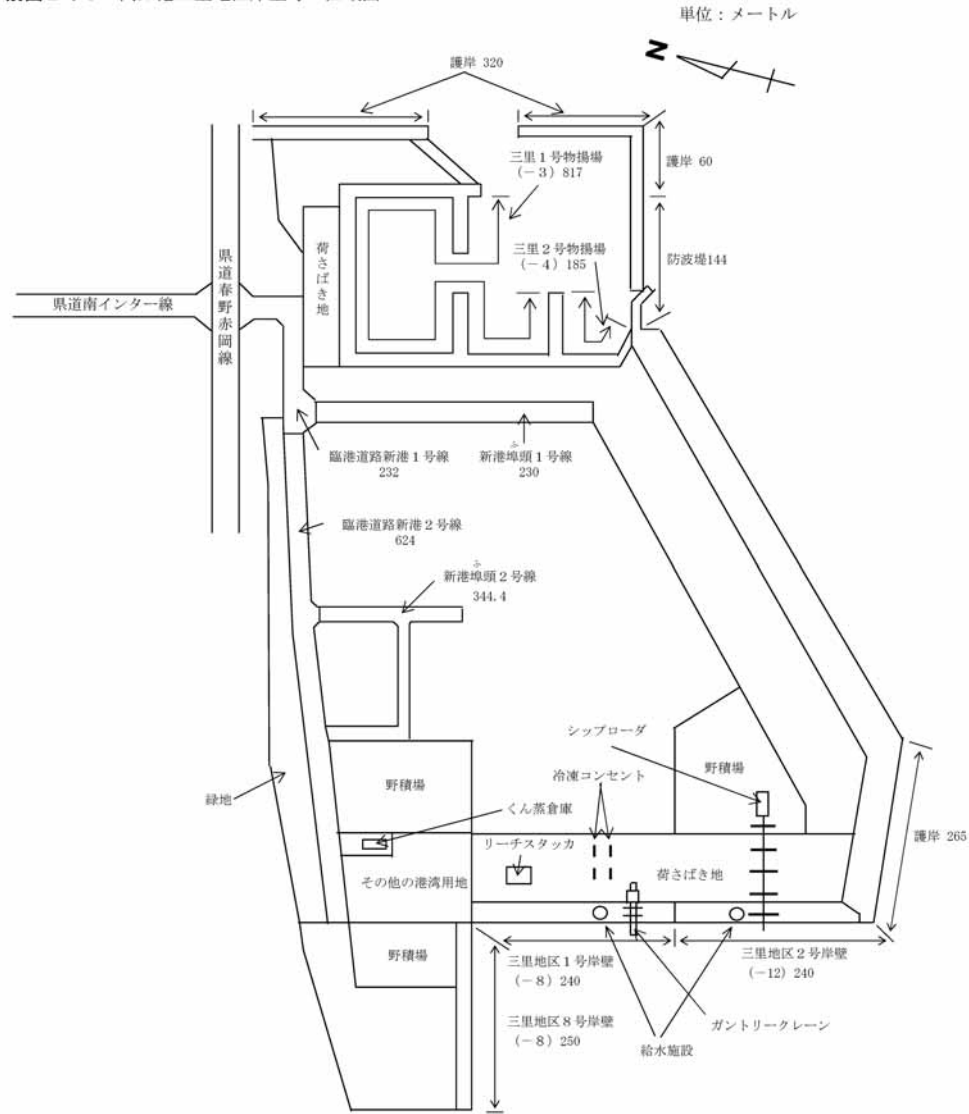
### 高知県規則第77号

#### 高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の別図2の3を次のように改める。

別図2の3 高知港三里地区岸壁等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第595号

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第39条第2項において準用する同条第1項の規定により、高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）第4条第1項及び第4項並びに第5条の規定による使用料及び手数料その他費用の現金領収証書の様式を次のとおり定め、平成21年10月1日から施行し、平成18年8月高知県告示第591号（高知県立療育福祉センターの使用料等の現金領収証書の様式の定め及び告示の廃止）は、平成21年9月30日限り廃止する。

平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

その1 (領収証書原符)

No. \_\_\_\_\_ 診療費等領収証書 (原符) \_\_\_\_\_ 年度 \_\_\_\_\_

一般会計 款 ( ) _____
発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

入院 外来 患者ID \_\_\_\_\_ 患者氏名 \_\_\_\_\_ 様

受診科 \_\_\_\_\_

請求期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

費用区分 \_\_\_\_\_

公費区分 \_\_\_\_\_

保険		保険	
初・再診料	点	負担割合	割
入院料等	点	診療費負担金 ①	円
医学管理料等	点	食事療養費負担金 ②	円
在宅医療料	点		
検査料	点		
画像診断料	点		
投薬料	点		
注射料	点		
リハビリテーション料	点		
精神科専門療法料	点		
処置料	点		
手術料	点		
麻酔料	点		
歯冠修復及び欠損補綴料	点		
歯科矯正料	点		
その他	点		
保険点数合計	点		

保険外負担	
文書料	円
一般健診料	円
予防接種料	円
その他	円
消費税	円
小計 ③	円

前回未納額 ④	円
請求金額 (①+②+③+④)	円
領収金額	円

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日領収

その1 (領収証書)

No. \_\_\_\_\_ 診療費等領収証書 \_\_\_\_\_ 年度 \_\_\_\_\_

発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
-----------------------------

入院 外来 患者ID \_\_\_\_\_ 患者氏名 \_\_\_\_\_ 様

受診科 \_\_\_\_\_

請求期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

費用区分 \_\_\_\_\_

公費区分 \_\_\_\_\_

保険		保険	
初・再診料	点	負担割合	割
入院料等	点	診療費負担金 ①	円
医学管理料等	点	食事療養費負担金 ②	円
在宅医療料	点		
検査料	点		
画像診断料	点		
投薬料	点		
注射料	点		
リハビリテーション料	点		
精神科専門療法料	点		
処置料	点		
手術料	点		
麻酔料	点		
歯冠修復及び欠損補綴料	点		
歯科矯正料	点		
その他	点		
保険点数合計	点		

保険外負担	
文書料	円
一般健診料	円
予防接種料	円
その他	円
消費税	円
小計 ③	円

前回未納額 ④	円
請求金額 (①+②+③+④)	円
領収金額	円

上記のとおり領収しました。 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員) \_\_\_\_\_

\*領収証書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。  
\*保険証、住所等に変更があった場合は、必ず受付へお申し出ください。

その1 (領収済通知書)

No. \_\_\_\_\_

診療費等領収済通知書 年度 \_\_\_\_\_

一般会計	款 ( )						
発行日	年	月	日				

入院	外来	患者ID	患者氏名	様
----	----	------	------	---

受診科 \_\_\_\_\_

請求期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

費用区分 \_\_\_\_\_

公費区分 \_\_\_\_\_

保険		保険	
初・再診料	点	負担割合	割
入院料等	点	診療費負担金 ①	円
医学管理料等	点	食事療養費負担金 ②	円
在宅医療料	点	保険外負担	
検査料	点		
画像診断料	点		
投薬料	点		
注射料	点		
リハビリテーション料	点	文書料	円
精神科専門療法料	点	一般健診料	円
処置料	点	予防接種料	円
手術料	点	その他	円
麻酔料	点	消費税	円
歯冠修復及び欠損補綴料	点	小計 ③	円
歯科矯正料	点	前回来納額 ④ _____ 円	
その他	点	請求金額 (①+②+③+④) _____ 円	
保険点数合計	点	領収金額 _____ 円	

上記のとおり領収したことを通知します。 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

高知県立療育福祉センター長 様

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員) 印

その2 (領収証書原符)

No. \_\_\_\_\_

年度 \_\_\_\_\_ 使用材料及び手数料 \_\_\_\_\_  
 一般会計 \_\_\_\_\_ 一般会計 \_\_\_\_\_ 領収入 \_\_\_\_\_

患者番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 様

請求期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

受診科	入・外	領収証No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分	
保険	初・再診料	点	入院料等	医学管理等	点	検査	画像診断	投薬
	注射	点	リハビリテーション	精神科専門療法	点	手術	麻酔	放射線治療
	病理診断	点	その他	食事療養	点			合計点数
		点			円			
保険外負担	評価療養・連定療養 (内訳)	円	その他			保険 (食事・生活)		保険外負担
						円	円	円
						円	円	円
		前回来収	円	請求合計	円	入金額	円	未収残高

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 領収

その2 (領収証書)

No. \_\_\_\_\_

領収証 (領収証書)

患者番号	氏名	請求期間
_____様	_____	____年 月 日～ ____年 月 日
受診科	領収証No.	発行日
入・外	_____	____年 月 日
費用区分	負担割合	本・家
_____	_____	_____
区分	_____	_____

保険	初・再診料	点	入院料等	点	医学管理等	点	在宅医療	点	検査	点	画像診断	点	投薬	点
	注射	点	リハビリテーション	点	精神科専門療法	点	処置	点	手術	点	麻酔	点	放射線治療	点
	病理診断	点	その他	点	食事療養	点	生活療養	点		点		点	合計点数	点
		円		円		円		円						円

保険外負担	評価療養・運定療養	その他
	円	円
	(内訳)	(内訳)
合計	円	円
負担額	円	円

前回未収	円	請求合計	円	入金額	円	未収残高	円
------	---	------	---	-----	---	------	---

上記のとおり領収しました。

\_\_\_\_年 月 日

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員)

印

\* 保険証・住所等に変更があった場合は、必ず受付へ申し出てください。  
 \* 領収証書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

その2 (領収済通知書)

No. \_\_\_\_\_

領収証 (領収済通知書)

患者番号	氏名	請求期間
_____様	_____	____年 月 日～ ____年 月 日
受診科	領収証No.	発行日
入・外	_____	____年 月 日
費用区分	負担割合	本・家
_____	_____	_____
区分	_____	_____

保険	初・再診料	点	入院料等	点	医学管理等	点	在宅医療	点	検査	点	画像診断	点	投薬	点
	注射	点	リハビリテーション	点	精神科専門療法	点	処置	点	手術	点	麻酔	点	放射線治療	点
	病理診断	点	その他	点	食事療養	点	生活療養	点		点		点	合計点数	点
		円		円		円		円						円

保険外負担	評価療養・運定療養	その他
	円	円
	(内訳)	(内訳)
合計	円	円
負担額	円	円

前回未収	円	請求合計	円	入金額	円	未収残高	円
------	---	------	---	-----	---	------	---

上記のとおり領収したことを通知します。

\_\_\_\_年 月 日

高知県立療育福祉センター 様

高知県立療育福祉センター 出納員 (現金取扱員)

印

**高知県告示第596号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
室戸市吉良川町字釣ノ口乙234の1、乙4791、乙4792
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字釣ノ口乙234の1・乙4791・乙4792（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第597号**
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 平成21年9月29日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 保安林予定森林の所在場所  
土佐清水市宗呂字モスケ丙1307から丙1312まで、字井ノ谷南平丙3965のハ
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字モスケ丙1307・丙1308（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第598号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
四万十市西土佐江川字山ノ奥谷3998、字山口4820の2、字板ノ谷4824の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字山ノ奥谷3998・字山口4820の2・字板ノ谷4824の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第599号**
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 平成21年9月29日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡東洋町野根字ドラギリ甲1056
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ドラギリ甲1056（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第600号**
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 平成21年9月29日
- 高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡橋原町東川42、43
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
東川42・43（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び橋原町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第601号**
- 次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。



平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所  
須崎市浦ノ内西分字エノサコ2835のイ、2835のロ、2836から2841まで、字牛神3425、3427
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字エノサコ2835のイ・2835のロ・2840・2841・字牛神3427（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成21年9月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 494号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居字シモヲリト丙1470番5から 吾川郡仁淀川町用居字シモヲリト丙1470番1まで	前	4.3 ∟ 8.3	77
	後	5.2 ∟ 32.4	77

高知県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成21年9月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 石鎚公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川168番1地先から 吾川郡いの町越裏門字竹ノ川167番1地先まで	前	5.7 ∟ 12.7	40
	後	5.7 ∟ 21.2	40

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年9月14日から2週間高知県文化生生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。  
平成21年9月14日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年9月14日	特定非営利活動法人 ボラン	友村 正	高知市大津甲581番地1	この法人は、高齢者・要介護者・母子家庭の自立支援、環境美化、観光のボラン

ティア  
高知

ティア、雇用機会の拡充及び地域安全活動に関する事業等を行うと共に、他団体等のボランティア活動にもボランティアを派遣し支援する。また、まちづくりや地域に関する情報を活用し、地域の公共サービス向上のため、行政や企業を支援することにより公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、杉田ダム土地改良区の定款の変更を平成21年9月15日に認可した。

平成21年9月29日

高知県知事 尾崎 正直

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月29日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第19号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（課及びその内部組織）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生涯学習課の内部組織として、全国生涯学習フォーラム推進室を置く。

第15条中第20号を第21号とし、第4号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）全国生涯学習フォーラムに関すること。

第37条の表中

課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
------	-------------------------------------

を  
「

課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

」

に改める。  
第38条第1項の表中

「

高等学校課	企画監
-------	-----

」

を  
「

高等学校課	企画監
生涯学習課 全国生涯学習 学習フォーラム 推進室	室長 チーフ

」

に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成21年10月1日から施行する。

-----  
**教育委員会訓令**  
-----

**高知県教育委員会訓令第15号**

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年9月29日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

**高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令**

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第15号中「課長補佐及び」を「課長補佐、課の内部組織である室の長（第5条において「課内室長」という。）及び」に改める。

第5条の表本局の課長の項中「専門企画員」を「課内室長及び専門企画員」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

-----  
**教 育 長 訓 令**  
-----

**高知県教育長訓令第5号**

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年9月29日

高知県教育長 中澤 卓史

**教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令**

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「課長補佐及び」を「課長補佐、室長及び」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。



-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平21・9・1	9171	○告示	2	中 (14・15)	<u>字マドコロガ内</u>	<u>字マドコロガ</u>
平21・9・11	9174	○告示	8	左 (21)	<u>立木の伐採の限度</u>	<u>立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</u>